

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び遠野市財務規則（平成17年10月1日）第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

遠野市長 本 田 敏 秋

条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 遠野市ケーブルテレビF T T H化整備実施設計業務
- (2) 業務場所 遠野市内（小友町、宮守町を除く）
- (3) 業務概要 工種：業務委託  
遠野市ケーブルテレビのF T T H化整備業務に伴う実施設計等の作成業及び関係機関への申請業務
- (4) 業務期間 令和2年9月7日から令和3年3月19日まで

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 10/100以上

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和2年9月3日（木） 午前11時00分
- (2) 入札場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

5 入札参加資格

- (1) 令和元・2年度遠野市市営建設業務入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 岩手県内に岩手県内に本社、支店、営業所等を有するもの
  - イ 過去5年間に県内のF T T H整備改修に関する実施設計業務を元受け受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者でないこと。
- (4) 現に法第28条第3項又は第5項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (6) 岩手県から県営建設業務に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定。）に基づく指名停止を現に受けていないこと。遠野市市営建設業務に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を現に受けていない者であること。

6 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 期間 公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時までとし、貸出しは当日の2時間限りとする。
- (2) 場所 遠野市役所とびあ庁舎縦覧ブース

## 7 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

### (1) 入札参加申請書類及び提出部数

- ア 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- イ 確認書類
  - (ア) 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書（様式第3号） 1部
  - (イ) 配置予定技術者の雇用関係及び施工経験等を確認できる書類 1部
  - (ウ) 同種業務の施工実績を確認できる書類 1部
- ウ 申請書の様式については、遠野市ホームページに掲載していること。

### (2) 入札参加申請手続

- ア 申込方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）
- イ 提出期限 令和2年8月25日（火）正午までとする。
- ウ 提出場所 遠野市総務企画部管財担当

## 8 入札参加申請者への確認通知

入札参加申請者には、入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号。以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

（通知予定日 令和2年8月26日）

## 9 入札の方法

郵便による入札は、認めない。

## 10 質問書の受付及び回答方法

- (1) 設計図書等に対して質問がある場合は、令和2年8月27日（木）正午までに、設計図書等に関する質問書（別紙5）により総務企画部管財担当あて提出すること。
- (2) 回答は、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（別紙6）により遠野市ホームページで令和2年8月31日（月）までに公表する。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 5に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札条件に違反した入札

## 12 契約書作成の要否

契約書は、作成する。

## 13 その他

- (1) 本件業務は、最低制限価格制度を適用する。
- (2) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（別紙1）及び条件付一般競争入札心得（別紙2）を遵守しなければならない。
- (3) 現場説明は、行わない。
- (4) 契約締結時までに7(1)に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、総務企画部管財担当に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別紙7）を提出するものとする。
- (5) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (6) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (7) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (8) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

14 照会先

- |              |              |                        |
|--------------|--------------|------------------------|
| (1) 一般的事項    | 総務企画部管財担当    | [電話0198-62-2111・内線243] |
| (2) 設計に関する事項 | 総務企画部情報連携推進課 | [電話0198-62-2111・内線233] |